

西宮市潜在介護福祉士等再就業支援事業実施要綱

(目的)

第1条 介護人材の不足が課題となるなか、介護福祉士等の資格を持ちながら、福祉・介護現場に就業していない者（一度も福祉・介護現場に就いたことのない者を含む。以下「潜在介護福祉士等」という。）が復職する際に必要となる研修事業を実施することにより、効果的に潜在介護福祉士等の復職支援を行うことを目的として本事業を実施する。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、西宮市とする。ただし、事業実施の全部又は一部を市長が適切に実施できると認める事業者等に委託して実施することができるものとする。

(実施内容)

第3条 第1条に掲げる目的を達成するために、最近の制度改正動向、移動介助、着脱介助、排泄介助等、知識や技術を再確認するための研修を行うものとする。

(受講対象者)

第4条 介護福祉士資格所持者、または実務者研修、介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー2級）修了者等で、将来復職することを検討している者とする。

(受講費用)

第5条 研修の受講費用は無料とする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。